

田村市工事検査基準

(目的)

第1条 この検査基準は、田村市工事検査実施規程（平成28年田村市訓令第15号。以下「規程」という。）に基づく検査に必要な技術的事項を定めることにより、検査の適切な実施を図ることを目的とする。

(検査の内容)

第2条 検査は、当該工事の出来高を対象として、実地において行うものとし、工事請負契約書、契約約款及び設計図書等（以下「契約図書等」という。）に基づき、出来形、品質及び出来ばえについて、適否の判断を行うものとする。なお、工事の実施状況については、検査の過程で検査員が必要と認める場合に資料を提示しなければならない。

(出来形の検査)

第3条 出来形の検査は、位置、出来形寸法及び出来形管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表1に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、出来形図、写真等により当該出来形の適否を判断することが困難な場合は、検査員は契約約款の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して検査を行うことができる。

(品質の検査)

第4条 品質の検査は、品質及び品質管理に関する各種の記録と設計図書とを対比し、別表2に基づき行うものとする。ただし、外部からの観察、品質管理の状況を示す資料、写真等により当該品質の適否を判定することが困難な場合は、検査員は契約約款の定めるところにより、必要に応じて工事目的物を最小限破壊して検査を行うことができる。

(出来ばえの検査)

第5条 出来ばえの検査は、仕上げの状態、通り、すり付けなどの程度及び全般的な外観について目視、観察により行うものとする。

(工事実施状況の検査)

第6条 工事実施状況の検査は、契約内容等の履行状況、工事施工状況、工程管理、安全管理及び施工体制等の工事管理状況に関する各種の記録（写真、ビデオ等による記録を含む。（以下「各種の記録」という。））について、契約図書等と対比し、別表3に掲げる事項に留意して行うものとする。

(数値化判定区分)

第7条 工事成績評定による評定点合計の工事等検査調書（田村市財務規則（平成17年田村市規則第40号第52号様式）の「工事施工の巧拙」）の判定区分は、以下のとおりとする。

85点以上・・・優良

84点～70点・・・良好

69点～60点・・・普通

59点～50点・・・やや劣る

49点以下・・・劣る